

山口県特発性大腿骨頭壊死症友の会綱領

【組織】

本会は、特発性大腿骨頭壊死症の患者とその家族で構成するものであり、保健福祉行政および医療関係者に対して、患者の立場から主張または交渉するとともに、社会に対しては疾患についての正しい理解を求めはたらきかける患者団体である。

【目的】

患者の立場より、特発性大腿骨頭壊死症の原因の究明および予防・治療法の確立を求め、患者と家族の交流を深めるとともに医療福祉の進歩発展に寄与する事を目的とする。

【計画】 次の業務を行う。

- (1)山口県難病患者団体連絡協議会に関すること。
- (2)会員の親睦を図り情報交換を促進する。

【方針】 具体的課題として次のことを行う。

- (1)山口県難病患者団体連絡協議会に加盟し、連絡協議して難病対策の推進と福祉の向上を実現する。
- (2)組織の整備。
- (3)交流会の開催
- (4)講演会、医療相談会の開催
- (5)会報の発行
- (6)その他、本会の目的に沿うと考えられる課題

平成 19 年 11 月 1 日

山口県特発性大腿骨頭壊死症友の会会則

第1章 総則

第1条 本会は、「おれんじの会」（山口県特発性大腿骨頭壊死症友の会）という。

第2条 本会を、次の所在地に置く。

山口県下関市秋根南町1丁目 3-1-1102

本会の事務局を、下記の所在地に置く。

山口県宇部市西琴芝2丁目 14-17-703

第3条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦を図り、医療福祉の進歩発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は、前上の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)山口県難病患者団体連絡協議会における活動

(2)交流会の開催

(3)講演会、医療相談会の開催

(4)会報の発行

(5)その他必要な事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする

(1)正会員

特発性大腿骨頭壊死症の患者およびその家族

(2)賛助会員

本会の目的及び趣旨に賛同する、正会員以外の個人または法人で、幹事会で認められたもの

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名うち1名を会計担当とする。

第7条 役員は総会において会員の中から選出し、任期は1年とする。

第4章 会議

第8条 会議は総会および幹事会とする。

第9条 総会は年1回招集し、活動方針、会計、役員選出を決定する

第10条 幹事会は必要に応じて召集し、会の運営について協議する。

第5章 会計

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 補則

第12条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関する必要な事項は、幹事会の決議により、代表幹事が別に定める。

附 則

- 1 この会則は平成19年11月1日から施行する。

平成19年11月1日作成。平成25年3月30日一部改定。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

山口県宇部市西琴芝2丁目14-17-703

代表世話人 渡邊 利絵